

幼稚園カリキュラムの今日的課題

——幼児知育の立場から——



上野辰美

一 知的学習能力の早期化

今回発表された中教審答申においては、初等教育改革の基本構想として、人間の発達過程に応じた学校体系の開発をめざして、四―五歳児から小学校低学年の児童までを、同じ教育機関に収容して一貫教育を行なうことよって、幼年期の教育効果を高めることを期待している。

戦後社会文化の進展や生活条件の向上から、最近の幼児においては、心身に顕著な「成熟の加速化」という現象が見られている。さらに、テレビの全国的普及を頂点とする情報化社会においては、驚くほど早い時期から、大量な知識や情報を、しかも正確に習得することができるようになっており、いわゆる

知的学習能力の早期年齢化という傾向は否定できない事実である。したがって、幼稚園幼児と小学校低学年児童との間には、その発達の特質において、ますますその近接の度合いを強めており、現行のような形における幼稚園と小学校の間の教育の連続性には、多くの問題を発生してきている。このゆえに、幼年期における成熟の加速化現象に対応する就学始期の再検討を中心として、幼稚園と小学校の両者を通じての一貫教育をはかるためには、学校体系の再編成を進めざるを得ない時点に到達しているということができるのである。

幼児の知的学習に対するレディネスの概念については、ブルーナー J. S. Bruner がその著「教育の過程」The Process of Education, 1960 において「この教科でもその知的性格を

失うことなしに、発達などの段階のどの子どもにも、効果的に教えることが可能である」という新しい見解を明らかにしている。またワンKenneth D. Wonn もその著「幼児の知育」Foster-ing Intellectual Development in Young Children, 1961において、「幼児は実に広い範囲にわたって、莫大な知識を現実身につけており、しかもその知識を習得したり利用したりすることに對して、幼児自らが大きな満足を得ている。また彼らは、多くの観念を連合したり、そこに含められた関係を発見しようとつとめ、経験内容を分類したり、一般化したりすることができるといふようになる」と指摘して、幼児に對する知的学習の早期開発の重要性を強調している。

このような見解から、幼児に對して「何を教えずなくてはならないか」という教育内容の選択と構成にあたっては、彼らが実際に「何を学ぶことができるか」という、知的学習の可能性の事態を正しく理解することから出発して、慎重にこれを決定しなくてはならない。今日の宇宙科学時代に育つ幼児に對しては、幼児の自然の発達における情操陶冶の面を基本的なものとして重視しながらも、さらにはより高次の知的操作の能力を含めた知的発達の可能性を健全に開発していくために、遊び即学習の過程を成立させるに必要な条件を整備しながら、真に創造性と

科学性に富む教育内容について、全面的な構造改革を加える必要がある。

ここで、幼児教育の立場に立ったカリキュラム構成における「教材の引き降り」を必要とする理由としては、次のような事柄が考えられるであろう。

1 年少の幼児にあっても、これまではずっと後の時期になつて学習することが適當であると考えられていたような、理解に困難な内容の教材を、むしろおとなの予想するよりももっと早い時期から、彼らは学習することができるようになっている。

2 今日の情報化社会のように、日進月歩の勢いで、知識や情報の総体が急速かつ広範に拡大していく時代にあつては、その変化の急テンポに歩調をあわせていくためには、もっと早い時期から効果的に教えていくことを必要としている。

3 今日の幼児が将来おとなになったときの未来社会においては、現在のおとながもっているレベルよりもはるかに高度の技術や能力を要求されてくるであろうゆえに、特に科学や数学のような教科領域においては、より早い時期から出発する幼児こそが、もっと急速に進歩することのできる、より有能な市民として成長していくことができるであろう。

ブルーナーも指摘しているように、幼児はほとんどの年齢

においても、単純化された形の知識や経験の内容を、直観的思
考や感性的認識のしかたを通して与えられるならば、あらゆる
領域にわたって、その基礎的な学習を進めていくことが可能で
ある。ただし、彼らがどの発達段階でどのような学習内容を、
実際にどの程度まで理解することができるとについては、彼ら
を囲むこれまでの生活環境がどのような性質のものであったか、
また彼らが現在どのようなしかたを通して導かれているか、と
いうことによって決定される。

ここで、年少の幼児といえども「学ぶことができる」という
ことは、それがそのまますべての幼児にとって一様に「学ぶべ
きである」ということを意味するものでは決してない。知的指
導の實際展開にあたっては、幼稚園教育要領総則にも示してい
るように、幼稚園や地域の実態に即応して適切に計画を組織す
るとともに、幼児の心身の発達における実情や、特に幼児相互
間の個人差や、あるいは個人内部における個性的特質について
も十分に考慮することによって、その知的成熟度との関連にお
ける教育内容の合理的な選択構成と、その効果的な指導展開が
要求される。

二 教育内容の構造化

現在のようない情報化社会の中にあつては、あらゆる知識や情
報のすべてを、短い時間の中で完全に習得させていくというこ
とは、事実上不可能なことに属する。今日の幼児に対して、こ
の大量かつ高度の知識や情報の中から、「何を教えなくてはなら
ないか」ということは、逆に「何を教えなくてよいか」という
選択基準にてらして、幼児のために備えられるべき教育内容を
質的に精選し集約化していくという、合理的な配慮を必要とし
ているのである。この点に関して、ブルーナーは、「基本的なも
のを理解することが、教科をいっそう理解しやすくする」と説
いている。またワンは、今日の幼児に最も適応した教育内容と
なる経験や材料を選択する上に、是非とも幼児に教えなくては
ならないような事実や知識を精選するための基準として、いわ
ゆる「かぎ概念」Key Concept という考えかたを提案してい
る。すなわち、一群の知識の中で、すべての思想がそこから拡
大していくような、またそれらの知識のすべてが関連しあつて
いくような、教材のもつ論理的構造にかなつたかぎ概念を選び
出して、これを教えるための基本的な手がかりとして用いるこ
とが、幼児に対して、主題についての本質的な理解を与えたり、
またこれを有効に応用させていくために効果的であると述べて
いる。このように、教育目標を達成するために必要なかぎ概念

や基本構造をとりあげて、教育内容の精選と構造化を求めることは、単に知識や情報の量的増大を求めることから脱却して、むしろ知的生産性の向上をめざして創造性の早期開発をはかることを期待するからである。

学校教育法(第七十七条)にいう「幼児を保育」するための幼稚園教育内容の全体構成の手續きに関しては、まず昭和二十三年に「保育要領」、次に昭和三十一年に最初の国家基準としての「幼稚園教育要領」、さらに八年後の三十九年に「改訂幼稚園教育要領」が公にされている。今回の中教審答申には、「幼児教育に関する研究の成果にもとづいて、幼稚園の教育課程の基準を改善すること」が指摘されているが、この基本線に沿って、当然に近い将来に現行要領の全面的改訂が加えられるものと予想される。ここではこの幼稚園カリキュラム改造の方向について、特に社会保育・自然保育および言語保育の三領域から、若干の具体的な問題点をとりあげてみたい。

三 社会保育の再編成

幼児が年少時より集団生活の中に積極的に参加して、正しい社会的適応の能力や態度を形成していくためには、その基礎的条件として、まず幼児自らが個人生活における自主的、自律的

な生活処理の行動能力を習得しておくことが必要である。したがって、要領は社会保育の第一領域として、日常生活における基本的生活習得の自立的訓練と、生活行動に対する自主的な実践態度の育成をあげている。

このような独立生活の基礎的訓練は、両親特に母親による年少幼児に対する家庭保育の責任範囲から出発して、これが年長幼児を対象とする幼稚園期の終りまでには、一応の完成を見るに至るべきものである。しかるに、わが国幼児教育の実態としては、ともすれば家庭教育の後進性・遅滯性という欠陥から、生活習慣の自立的訓練が家庭において徹底せず、これが幼稚園社会保育の主要な内容を占めることになって、指導の対象が身近な範囲における個人的な生活行動や、直接的な対人関係に限定されがちで、幼稚園本来の教育的機能である集団的訓練や社会的態度の育成の面が副次的なものとなっている。

今後の新しい社会保育カリキュラムの立場としては、単に家庭生活や幼稚園生活における個人的な習慣形成や生活適応の次元にとどまることなく、さらには身近な近隣社会からより広い国家社会や国際世界に至るまで、幼児は幼児なりに発達段階に応じて、生活意識の範囲を拡大させることによって、社会事象の中に含められた組織や機能についての積極的な興味や関心を

もたせ、そこから基礎的な理解や思考の能力を養い、合理的な社会認識の上に立った現在の社会性の資質を、その芽ばえから育てていくことが期待される。

幼児は本来人種差別や大国意識といった先入感や偏見をもたず、常に民族や国籍をこえた「われら人間みな一族」としての、平等な人類愛や平和愛好の心情を本能的に備えている。しかも複雑な情報化社会に生きる今日の幼児にとって、彼らの生活意識の範囲はすでに人生最初の時期から、国際社会や宇宙世界にまで無限に拡大しており、そこに起こる社会事象のすべてが彼らの興味・関心や理解の対象となっているのである。したがって、今日の幼児に対する社会保育の最終段階としては、世界的視野に立った公正な知的理解の基礎に対する指導内容をいっそう積極的にとりあげることによって、平和と秩序を求め友好と協調を実現しようとする国際理解の教育にまで高めることが望ましい。現行要領は社会保育第三領域の最終項目として、「国旗に親しむ」という程度の示しかたにとどまっているが、新しい社会保育の指導展開にあたっては、豊富多彩な教材資料を活用して、たえず世界や宇宙の事象や動きに関する正しい関心と理解を求めて、国際理解に対する学習内容や経験活動がゆたかに提供されるように、社会学習の内容を「国際化」の方向

に改造していくことが望ましい。

四 自然保育の推進

一九六〇年代における「教育の現代化」という世界共通の動向は、いうまでもなく科学教育の推進においてその端を発しているが、幼児教育のレベルにおいてもその例外ではなく、自然科学に対する基礎的訓練の必要がますます強調されている。わが国幼稚園カリキュラムの推移において、幼稚園開設後半世紀を経た大正十五年の幼稚園令が、初めて「観察」をとりあげたが、自然科学の基礎的訓練をまともに指摘したのは、戦後昭和二十二年学校教育法(第七十八条第三号)の規定である。これにしたがって、昭和二十三年の保育要領は「自然観察」を保育内容の一つとしてあげ、さらに昭和三十一年の幼稚園教育要領が初めて「自然」という領域名を掲げるに至った。三十九年の改訂要領はその基本方針(第三号)に、特に科学的な「思考力の芽ばえをつちかう」ことを求め、新しい指導内容として「数量・図形」を加えている。

クレイグの Craig もいうように、幼児はすでにことばでいい表わすことのできない時代から、子どもなりにその環境についていろいろのことを学習している。彼らにとって最も大切な

ことは、彼らが空想と現実の区別が、次第にわかるようになるように導かれること、またそこから何事も正確な知識にもとづいて、正しい判断をきずきあげていかななくてはならないことを自らさとることにある。このためには、自然の変化や生物学的現象から機械器具の操作利用に至るまで、適切な経験内容を豊富に備えてやることによって、幼児自らが安全かつ堅実な方法でその環境を探究し、問題を合理的に解決していく機会が与えられなくてはならない。科学教育とは、幼児のもつ自然の力強い内心からの知的欲求としての探究心や、その成長としての理解能力をたくましく育て、これを生活処理の上に大いに働かせていくことにある。しかもこのような「科学する心」とは、日常生活の中で常に良識ある計画を立て、社会事象に対する知的理解を育て、また新しい未来社会における「望ましい生きかた」ととって不可欠な批判的精神を養うための基礎となるものである。

われわれは、幼児が自然科学的な興味や関心を拡大しながら新しい知識や経験をたくわえていこうとする積極的な努力を正しく評価することから始めなくてはならない。このためには、個々の幼児についてその行動を精細に観察し、また彼らの発することばや表情を刻明に聴取することによって、彼らの求める

知識についてのよき手がかりを得たり、彼らが問題を処理していく際の行動の型を知って、これに対する指導や助力のしかたを把握すべきである。またそこから、幼児の発する活発な質問に対しては十分に解答して、納得のいくまで説明を与えてやり、幼児の自主的思考による発見的学習を支持し伸長していくことが、幼児の科学教育に対する教師の責任である。

昭和三十九年の改訂要領で新しくとりあげられた「数量・図形」に関する数学的指導においては、数量や図形に関する基礎となる経験をつませながら、これらに対する興味や関心をもたせるとともに、数量的な見かたや感覚あるいは理解の芽ばえをつちかうことをねらっている。このような幼児に対する数学教育における最も新しい動きとして、幼稚園における集合論の教育がとりあげられている。すなわち、ブルーナーのことは引用するまでもなく、幼児は文字よりも記号を先に理解するがゆえに、集合論は小さい子どもにとってもわかりやすいものとされている。このような新しい考えに慣れさせるためには、むしろ何も知らない柔軟な頭脳ほど効果的であり、集合論の教育を幼稚園の段階から始めても、決して早すぎることはないというのが、最近の数学者による主張である。

集合論の考えによれば、一つ一つのものは集合の要素であり、

そのいくつかをとり出せば部分集合となり、これを要素とするのが集合、集合である。したがって、「ある要素Xが集合Bに含まれ、Bが集合Aの部分集合ならば、XはAにも含まれる」という三段論法に立って、最初から要素—集合—集合の集合という三段階の考えかたを教えることは、四歳児であっても可能であるとされる。これまで幼児はすぐに数をおぼえたり、親や教師も数えたり計算したりすることだけを急ぎがちであった。しかしながら、暗算や計算は直ちに数学と結びつくものではなく、むしろ計算のしかたをおぼえることによって、数学的に考えることをやめてしまうものである。このゆえに、幼児に対しては、数や計算を教えこむことよりも、数学的な思考の基礎能力を確実に育てていくことのほうがいっそうたいせつである。昭和四十四年の改訂小学校学習指導要領は、小学校レベルから算数を数学へ転換することをはかっているが、幼児に対する数学教育としては、具体的には「代数的構造」の基礎となる集合論をとりあげて初歩的に学ばせながら、年齢が長ずるにしたがって、代数的構造に含まれる記号論理の一部をしだいに導入しながら、これを進めていくことが求められるのである。

五 言語保育の改善

幼児の知的発達のことばの習得と相互に密接に関連しており、十分明確になった思考は、ことばの形成に依存して発達していくのである。しかしながら、幼児の時期においては、ことばの量の拡大がそのまま思考を発展させる手段となるのではない。ましてことばを形として表わす文字を読み書きする方法を知ることと、ことばのもつ意味や内容を正しく理解すること、さらには思考や概念化のための知的能力を育てることの間には、必ずしも直接的な相互関係があるわけではない。

読み書きの能力は、全体としてのことばの経験における一部分であるにすぎず、それがことばを学ぶために不可欠な経験であると見なすべきものではない。書かれた文字によるシンボルは、具体的な経験内容を記述する一つ的手段として、ことばの発音を表わすものであること、したがって、文字そのものや、これを読み書きすることだけが目的ではないことを、幼児なりに理解させるような指導が必要である。しかも、幼児が読み書きの学習を進めていく実際の過程は、ことばにおける口や耳の能力の健全な基礎に依存しているのであり、聞く、話すという音声言語に対する受容や表現の能力を訓練することが、読む、書くという文字言語の経験に優先していとなまなければならない。幼児にとっては、身近な生活経験の中から、自分の口や

耳を用いて生きたことは効果的に学ぶとともに、さらには絵画的な標識や記号、あるいは切りぬき文字や絵文字カードなどの、絵画的シンボルに対する視覚的アプローチを通して、文字に対する初歩的な興味や関心が育てられるのである。

しかるに最近の幼児教育におけるゆがめられた動向の一つとして、幼児の発達段階や個性的特質の実態を考慮することなく、すべての幼児に対して一様に読み書きの能力を形成的に習得させようとして、いたずらに文字や数学を一方的に注入教授しようとする現象が顕著に見られている。成績本位、進学準備一辺倒という、誤った学力観からくるこのような読字・書字の早期指導は、よりすぐれた読み書きの能力を含めて、その後にくすすべての効果的な学習活動に欠くことのできない知的諸能力の健全な発達を、その芽ばえの時期から完全に萎縮させてしまう結果となる。

今日の幼児における知的成熟の加速化現象が、ある程度まで幼児の読み書きの学習能力の発達を早期化していることは明らかな事実である。しかしながら、幼児知育の重要性を強調することが、そのまま直ちに読書算の三R訓練を通して、小学校入学準備のための早期指導を要求することを意味するものではない。特に文字を用いる経験の指導に関しては、必ずしも

常に、すべての幼児に対して一様に妥当するような、画一的な指導方法があるわけではない。幼稚園教育要領がその中で随処に反復して強調しているように、「幼児の年齢や発達の程度に応じて」、また個々の幼児の興味や関心に即して、あくまでも個性化された方法において適切な指導が展開されるべきである。次の要領改訂の方向の一つとして、幼児に対する文字指導が現在以上に積極的に要求される可能性が予想されるが、「日常の生活経験の中で自然にわかる程度にすることが望ましい」という現行の基本的態度は決して切りくずされてはならない。またその具体的な指導展開においては、慎重な計画のもとに効果的な指導方法の検討がいつそう加えられるべきであろう。

(佐賀大学教育学部)